

環境基本計画（素案）のパブリックコメントにおける意見の要旨と区の見解  
（意見募集期間 平成22年9月1日～9月21日）

・意見数 9通（18件）

対応の凡例	
◎	：計画案に反映した項目
○	：個別の計画や関連計画に記載してある項目、区の事業の中で既に実施している項目
△	：今後検討する項目
-	：対応できない項目

区分	番号	意見等の概要	区の見え方	対応
計画の基本的事項	1	区環境分野における中核を担う環境基本計画において、区および東京都の施策との連携をどのように捉えているのか。	本計画は、地球温暖化対策やみどり施策など国や東京都の動向を踏まえて策定しています。区環境の保全には、区自らが実施する取組だけでなく、国や東京都が実施する施策によって問題の解決をめざすものもあり、国・東京都・区の適切な役割分担のもと、連携協力して取組を進めていくことが必要であると考えます。また、必要に応じ、国や東京都の環境保全の施策や制度に関し、要望等を行っていきます。	○
	2	地震に伴う火災の延焼をくい止める役目を担う、道路や河川を利用したグリーンベルト地帯、里山、公園、畑作地帯などの「みどり」の創設が必要である。また、そのための「グリーンベルト建設基金」の設置を提案する。	みどりは、環境面や景観面のみならず、火災の延焼防止など防災面においても大きな力を発揮します。区では、練馬区みどりの基本計画やみどり30推進計画などに沿って、防災面において大きな役割を果たす大規模公園の整備や、河川・道路などの連続するみどりをはじめ、さまざまなみどりを増やす取組を行っています。また、貴重な民有地を将来にわたり残していくために練馬みどりの葉っぱい基金を設立し、区民や事業者の皆さまにご協力を呼びかけています。	○/△
	3	飯田市のパートナーシップ型の環境公益事業が練馬区で考えられないか。農業分野で何かアイデアはないか。	農業分野においては、現在、平成23年度からの次期練馬区農業振興計画を策定中です。農業振興計画により、農業生産者、農業協同組合、区民・消費者、区がそれぞれの立場において、都市農業・農地の持つ多面的機能について理解を深め、協働により農のあるまちづくりを進めていきます。	△
	4	「109都市農業・農地に対する理解への取組」に「都市農業・農地には、農産物の供給機能以外にも・・・保健・福祉機能、・・・など多面的機能があります。」とあるが、「保健機能」にどのような機能があるのか。	都市農業・農地の持つ多面的機能のうち、保健・福祉機能には、高齢者や障害者が農作業を行うことにより精神や身体の状態の改善や自立の支援に役立つ機能があります。なお、素案における「109都市農業・農地に対する理解への取組」は、次期農業振興計画との事業の整合性を図ったことにより、「111農とのふれあいの推進」へ整理しました。	○
基本目標Ⅰ				

区分	番号	意見等の概要	区の考え方	対応
基本目標Ⅰ	5	<p>景観まちづくりの観点から、犬猫の放尿、ふん対策として、野良犬猫の駆除と動物用オムツの着用を義務付け、違反者には罰金を課すべきである。</p>	<p>飼い主不明の犬は、狂犬病予防法に基づき東京都が捕獲・収容を実施しています。</p> <p>猫は、動物の愛護及び管理に関する法律により愛護動物とされており、みだりに殺傷することが禁じられているため、東京都・区ともに捕獲はしていません。飼い主のない猫の対策としては、区では地域のボランティアが猫が増えないよう去勢・不妊手術をする際に、手術費用の一部助成をするなどの支援をしています。</p> <p>ふん尿被害については、区でふんの持ち帰りを呼びかけるプレートの無料配布をしたり、飼い主への直接指導をするなどにより対応していますが、おむつ着用の義務化は困難です。</p> <p>なお、練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例により、犬のふんの放置は禁止されています。同条例により、区は違反者に対し勧告し、勧告に従わない場合はその旨を公表することができるかと定められています。</p> <p>今後も区報、ホームページ等で動物との適切な関わりについて周知していきます。</p>	○/ー
	6	<p>アスファルト道路の反射熱対策および農地の砂埃対策として、道路に面した農地の北側に高さ3m程度の植樹による緑化をして欲しい。</p>	<p>区は、十分な歩道幅員が確保できる道路への緑化を進めています。高木を植えることは道路の反射熱対策にも効果があると考えます。</p> <p>しかし、ご指摘の農地につきましては、個人の財産であり、区が緑化することは現状では困難と考えます。</p>	ー
	7	<p>1,000坪以上の大規模開発にあたっては、電柱の地中化を義務付けして欲しい。</p>	<p>区は、都市計画道路や生活幹線道路の整備事業に合わせ無電柱化を進めています。これらの整備は、車道と歩道が分離された一定幅員の確保された道路が必要となります。</p> <p>宅地開発における無電柱化については、関係法令で規定されておらず現状では困難と考えます。</p>	ー
基本目標Ⅱ	8	<p>地球温暖化対策に関する部分全般について、「省エネルギー」と記載されている箇所について、併せて「省CO<sub>2</sub>」についても明記していただきたい。</p>	<p>省CO<sub>2</sub>の概念は、ご指摘のとおり重要と考えます。既存の関連計画では省エネルギーのみを記述していましたが、本計画においては、「省エネルギー・省CO<sub>2</sub>化」と記載します。</p> <p>また、あわせて「206区民への啓発事業の実施」の説明文中の「低炭素型ライフスタイルのPR」についても、「省CO<sub>2</sub>型ライフスタイルのPR」に修正します。</p>	◎
	9	<p>「205地球温暖化対策設備の普及促進」について、「再生可能エネルギーや省エネルギーの普及促進」ではなく、「再生可能エネルギーを利用した設備や省エネルギー・・・」としていただきたい。</p>	<p>素案では、事業名を「205地球温暖化対策設備の普及促進」としていましたが、設備の普及促進だけでなく、省エネルギーや再生可能エネルギーの考え方の普及も含めた内容に変更しました。そのため、事業名を「205省エネルギー化や再生可能エネルギー利用拡大の促進」に変更し、あわせて文章の見直しを行っています。</p>	ー

区分	番号	意見等の概要	区の考え方	対応
基本目標Ⅱ	10	「207事業者における対策の促進」について、「事業者による省エネ法や東京都環境確保条例への対応の促進を図るため」とあるが、「地球温暖化対策の推進に関する法律」についても記述していただきたい。	「地球温暖化対策の推進に関する法律」についても記述します。	◎
	11	天気予報等で東京の最高気温が「練馬」と報道されるが、観測地点について改善できないか。	天気予報等で「東京の最高気温は練馬で〇度」と報道されるのは、気象庁の観測所（アメダス）が練馬区内に設置されているためです。アメダスは23区内では、千代田区、大田区、練馬区、江戸川区の4箇所であり、このうち、内陸部では練馬区のみを設置となっています。観測地点の設置は気象庁の所管であることから、その移設を区で行うことはできませんが、気象情報を誤解のないよう正確に伝えていただくよう、関係機関に機会をとらえて申し入れをしていきます。	—
	12	路上の美化の面から、ゴミの集積所における生ゴミの散乱が見受けられるので、ネットではなく金属ケースの設置を検討してはどうか。	ごみの集積所は、基本的にはその集積所を利用している地域住民の皆様が管理することになっています。ご提案の金属ケースの設置につきましては、区内に2万5千か所以上ある集積所の全てに設置することは難しいと思われませんが、効果や経費を踏まえ検討を進めたいと考えています。	△
	13	東京外かく環状道路の南伸や（仮称）目白通りインターチェンジの整備により、八の釜の憩いの森の湧水が涸れるという問題が起きることが予測される。環境に悪影響となることが目に見えるような国や東京都の施策と、今般の環境基本計画とのすり合わせはなされているのか。環境基本計画によって練馬区のみどりが守られることを祈っている。	東京外かく環状道路（以下、「外環」とします。）の南伸は、都心方向に集中する交通を適切に分散することで、東京都市圏の慢性的な渋滞の解消により、環境の大幅な改善に寄与する事業です。区は、外環整備に伴う地域の影響などについては、自然環境および生活環境への配慮に関し、さまざまな観点からの検討や対応などを要望しており、国や東京都は、事業の各実施段階における対応の方針を明らかにしました。引き続き、整備に伴う事業の各段階において、八の釜憩いの森の検討や環境対策など、対応の方針の確実な履行を求めています。また、本計画では、周辺環境に配慮した道路の整備を推進することとしており、今後とも国等と調整しながら事業を進めていきます。	○

区分	番号	意見等の概要	区の考え方	対応
基本目標Ⅲ	14	区民が積極的に諸活動しやすい組織、システム、場をつくる必要がある。	<p>区では、環境に関心を持つ区民・団体における環境学習・行動の支援のため、ねりまエコ・アドバイザーを派遣しています。平成21年4月には、ねりまエコ・アドバイザーの相互の協力と環境活動の推進のため、ねりまエコ・アドバイザー協議会が発足しました。</p> <p>また、区民の自主的な環境活動を活発にしていくため、区内の環境活動団体をホームページや環境課窓口などで紹介しています。</p> <p>本計画では、基本目標Ⅲの中で、生涯学習における環境学習の機会の拡充や、環境保全活動への支援などの事業を実施することとしています。今後も区民・団体等が環境活動を行いやすい体制づくりを進めていきます。</p>	○
	15	「304子どもへの環境教育の推進」は、今、これからの環境を考えるためにも必要なことだと思う。このことを踏まえ、No. 304からNo. 308の「基本施策(2)環境学習・環境教育のための機会づくり」の中に掲載されている主な事業について、対象者や推進の場所による整理を行ったほうがよいのではないか。	<p>環境学習・環境教育の機会は、全ての世代に、また多くの場所において提供していくことが必要だと考えています。その上で基本施策(2)では3つの視点から事業を整理しました。</p> <p>まず、世代という視点から、主な事業No. 304で将来を担う子どもたちに向けて区教育委員会と連携した事業を行い、No. 305であらゆる世代を対象にした生涯学習としての環境学習事業を展開していきます。</p> <p>つぎに、啓発の観点から、その例示としてNo. 306で幅広い区民が参加できるエコライフチェック事業を通した環境学習を実施していきます。</p> <p>第3に、場所という観点から、No. 307で環境学習の役割を担うリサイクルセンターでの全区的な事業展開を図るとともに、No. 308では、環境配慮設備を設置した区立施設を活用した環境学習を進めていきます。</p>	○
	16	重点事業について単年度の目標設定をしているにも関わらず、単年度の検証について読み取れない。毎年度の成果を検証・公表し、次年度の目標を適宜変更するという積み重ねがあつてこそ、その成果を後期計画に引き継げるのではないか。	<p>重点事業の進行管理は、「第8章計画の推進」において、環境指標による基本施策の進捗状況の点検・評価とあわせて毎年度行い、所管課において事業の進め方や目標の修正を行うこととしています。</p> <p>ご指摘を踏まえ、基本目標Ⅲ「303計画の進捗状況の点検・公表」の中で、毎年度の重点事業の点検・評価についても記述します。</p>	◎

区分	番号	意見等の概要	区の考え方	対応
計画の推進	17	<p>主な事業として79の事業が挙げられており、かなりボリュームがあると思う。本当に実行できるものなのか。重点事業を含め、もう少し具体的に実行できるものに絞ったほうがよいのではないか。</p>	<p>本計画に掲げた主な事業は、現行の環境基本計画の実施状況の点検を踏まえ、練馬区長期計画や個別計画上に位置づけられた事業、その他各課において平成26年度までの前期計画期間中に実施予定のある実効性の高い事業を掲載しています。</p> <p>計画の推進にあたっては、各課においてPDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、重点事業をはじめとする計画全体の進行管理は環境課で行っていきます。</p>	—
	18	<p>環境問題は、社会的ジレンマの典型であり、監視・罰則が働かない分野であるため、区やNPOが、区民・事業者への教宣が是非とも必要である。</p>	<p>本計画では、基本目標Ⅲ「学びと行動の環を広げる」を掲げ、「環境学習・環境教育を促進する」「協働による取組を広げる」の2つの基本施策のもとに、区民・事業者への環境情報の提供や、協働による取組の推進を図っていきます。</p>	○